

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正について

資料3-2

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第5次地方分権一括法案)の一部)

現行法の概要

- 特定特殊自動車等について、主務大臣が、技術上の基準を定め、必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出抑制を図る。
- 規制開始後に製造等された特定特殊自動車は、技術基準適合の旨の表示等が無いと使用不可。

製造者側に対する規制

技術基準に適合している旨の届出等により、基準適合表示等が可能 等

使用者側に対する規制

使用中の特定特殊自動車
が技術基準不適合と認め
る場合、技術基準適合命
令発出 等

特定特殊自動車※の例

※公道を走行しない特殊な構造の自動車

建設用



油圧ショベル

産業用



フォークリフト

農業用



刈取り脱穀機
(コンバイン)

ブルドーザ

基準適合表示の例



【基準適合表示】



【少数特例表示】

改正の概要

- (1) 国の地方支分部局が担ってきた特定特殊自動車の **使用者に対する以下の事務を、自治事務として都道府県に移譲**
- 技術基準適合命令(現行法第18条)
 - 業として使用する者に対する指導及び助言(現行法第28条第2項)
 - 報告徴収及び立入検査(現行法第29条第1項、第2項)

(2) 国の関与

- (1)の事務について、都道府県から国への事後報告、国から都道府県への情報提供
- 報告徴収及び立入検査について、製造に係る規制の観点及び緊急時の対応の観点から、引き続き国においても実施できる旨

の規定を設ける。

施行期日:平成29年4月1日